# 太陽光発電等による
# 売電収入がある方へ

自宅等に太陽光発電設備を設置し、余剰電力、または電力の全量を電力会社に売却している場合、その売電収入の所得金額について所得税の確定申告または市・県民税の申告をする必要があります。

## 1　売電所得の計算方法

**売電所得＝売電収入―必要経費**

**売電収入…** 太陽光発電等の電力を電力会社へ売って得た収入
（１月から１２月までの各検針日分）の合計額

**必要経費…** リースの場合　１年間に支払ったリース料の合計×売電割合※①

購入設置の場合（減価償却費※②＋その他必要経費※③）×売電割合

**※①　売電割合**（全量売電の場合は売電割合＝1.0）
売電量（kWh）÷　総発電量（kWh）
太陽光発電設備で発電した総発電量に対する売電量の割合

**※②　減価償却費**
取得費（購入費－補助金等）×0．059（太陽光発電設備の償却率）
×｛償却月数（その年の所有月数）÷12｝

**※③　その他必要経費**
太陽光発電設備購入に係る借入金の利息など

## 2　申告について

売電所得が黒字の場合は、売電所得以外の所得と併せて、確定申告または市・県民税の申告をする必要があります。売電所得が２０万円以下で確定申告が不要な場合（売電所得以外の所得が「年末調整済の給与」のみ等）であっても、**市・県民税の申告は必要です。**

太陽光発電等の売電収入に係る所得計算シートは鳥取市公式 Web サイトに掲載しています。
（サイト内検索で「太陽光」と検索⇒「太陽光発電等による売電収入のある方へ」をクリック、または右記の二次元コードをお読み取りください。）

**●市民税・県民税の申告が必要な方**

市民税・県民税の申告については「eLTAX」（オンライン申告）、もしくは鳥取市公式 WEB サイト内にある「住民税申告書作成・試算システム」にて申告書の作成が可能です。

**○eLTAX の場合**

右下の二次元コードをお読み取りの上、「eLTAX 個人住民税電子申告システム」をタップ。マイナンバーカード等をご準備の上スマートフォンもしくはパソコンを用いて申告してください。

**○「住民税申告書作成・試算システム」の場合**

右下の二次元コードをお読み取りの上、『住民税申告書作成・試算システムを利用して作成』または『令和８年度分市民税・県民税申告書用紙（PDF）を印刷して作成 』のいずれかの方法で申告書の作成をお願いいたします。

インターネットの利用ができない方は、鳥取市役所市民税課に市民税・県民税の申告書用紙を用意しておりますのでお問い合わせください。